

令和6年11月26日

東大阪市長 野田義和様

東大阪市景観審議会
会長 片山隆男

答 申 書

令和6年10月10日付け東大阪土み第10400号で諮問のありました東大阪市景観審議会の案件について、下記のとおり答申します。

記

一. 議案第1号 東大阪市屋外広告物条例における禁止地域の指定について（諮問）

1. 今後文化財指定に変更が生じた場合における、文化財課からみどり景観課への情報の連携体制を整えておくこと。

二. 議案第2号 公共施設等に設置する民間事業者の屋外広告物の規制について（諮問）

（1）維持管理費用を確保するための屋外広告物

1. 許可要件については、財源確保の観点と公共の景観という観点のバランスを図り、十分にシミュレーションを行ったうえで、東大阪市としての適切な基準を定められたい。
2. デジタルサイネージについては、彩度が高くなりがちで目立ちやすいことを考慮して別途基準を定められたい。また、視線が広告物に集中する傾向があることを考慮し、歩行者や自転車の往来が多い場所では特に、設置場所について留意されたい。
3. 車道付近に掲出する場合、車を運転する方が規制と見間違えることがないように、交通標識に似た形状や色彩は避けて、交通上問題とならないよう留意されたい。

（2）地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物

1. 許可要件については慎重に決定されたく、一部の地域で試験的に許可する等の手法を採用入れることも検討されたい。
2. 許可要件について、統一感のある掲出となるように内容を定めるとともに、広告物の損耗により景観を損ねることが無いよう掲出の期間を検討されたい。
3. 広告物収入だけが財源では無いことを踏まえたうえで、適切な量と質となる許可要件にされたい。

4. エリア内で広告物の掲出場所や方法についてルールを定め秩序ある掲出を行っている事例を参考にして、地域活動団体に対して、掲出方法のアドバイスや啓発が出来るよう工夫されたい。

三. 議案第3号 デザイン部会の審議予定案件について（諮問）

1. 小さな子どもが誤って設備に立ち入ることが無いように隙間を作らない等の安全面の配慮や、暗いところが出来無いように照明を設計する等防犯面の配慮をされたい。
2. 意見が反映できる時期に審議できるよう、担当部局と調整すること。

以上